

地域保健における対物保健サービス検討 ワーキンググループ開催要綱

1. 目的

近年の地域保健を取り巻く状況の変化に対応し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域保健の確保を図る検討を地域保健対策検討会（以下「検討会」という。）で行っているところであるが、検討会の検討事項のうち、対物保健サービスに関する専門的な検討を行うため、検討会に、地域保健における対物保健サービス検討ワーキンググループ（以下「対物ワーキンググループ」という。）を置き、開催する。

2. 検討事項

対物ワーキンググループは、検討会が行う次の検討事項のうち、対物保健サービスに係るものについて検討し、その結果を検討会に報告する。

- (1) 地域における健康危機管理の体制について
- (2) 市町村と保健所の連携について
- (3) 地域における医療計画との関わりについて
- (4) 地域保健対策にかかる人材確保・育成について

3. 「対物ワーキンググループ」の構成

- (1) 対物ワーキンググループは、検討会の構成員及び地方公共団体並びに関係団体等の関係者から構成する。
- (2) 対物ワーキンググループに検討会の構成員の中から検討会座長が指名する対物ワーキンググループ長を置く。
- (3) 対物ワーキンググループの構成員は、2の検討事項に関する検討会への報告をもって役割を終了するものとする。

4. 「対物ワーキンググループ」の開催

対物ワーキンググループは、対物ワーキンググループ構成員の中から、検討事項に応じて対物ワーキンググループ長が招集する。

5. 会議の公開等

会議は非公開とし、検討結果は検討会に報告する。

6. 「対物ワーキンググループ」の庶務

対物ワーキンググループの庶務は、厚生労働省健康局総務課地域保健室において行う。

7. その他

この開催要綱に定めるほか、対物ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、対物ワーキンググループ長が定める。